

企画提案仕様書

1 委託事業名

令和7年度ユネスコ登録記念琉球泡盛魅力発信事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 事業目的

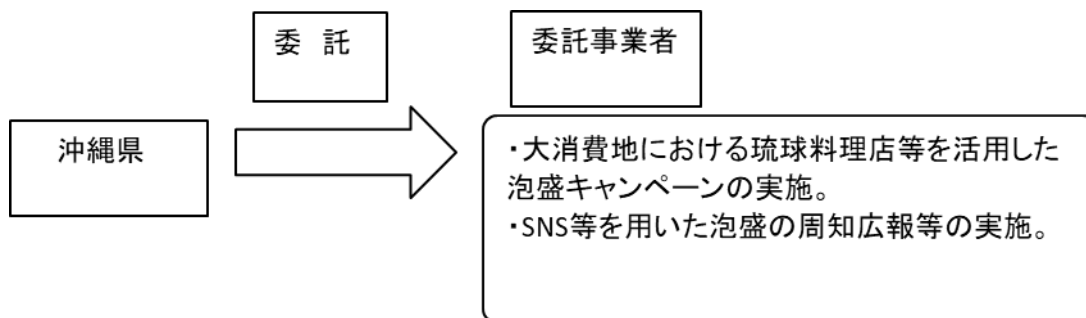
泡盛製造業は、離島を含む地域の経済と雇用に寄与する重要な産業であるとともに、伝統行事や料理など県民の生活に深く結びついた歴史的・文化的にも重要な産業である。

しかしながら、平成17年度以降、「消費者嗜好の多様化」等の影響等もあり、泡盛の出荷数量は16年連続で減少し、コロナ禍後に一時的に回復したが、再び減少傾向となるなど、泡盛業界は大変厳しい経営環境におかれている。

このような厳しい状況において、令和6年12月に泡盛を含む「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、泡盛の認知度向上を図り、需要拡大につなげるため、大消費地である首都圏等の琉球料理店等※を活用し、泡盛の文化的価値や飲み方等の浸透を図るとともに、泡盛ファンの拡大等の取組を実施する。

※本事業における琉球料理店等は、伝統的な琉球料理店の他に沖縄料理を提供する居酒屋を含むものとする。

(スキーム図)



4 積算見積について

(1) 積算見積は令和7年度を作成することとし、次の金額の範囲内(消費税込み)で作成すること。

令和7年度：22,722千円

※上記金額は企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

(2) 見積は税抜き価格で積算し、別途消費税額を計算し、積算合計額を記載すること。

(3) 各経費については、単価、月数、回数、個数等、見積もり条件が確認出来るように記載すること。

5 委託内容

受託者は、以下に掲げる業務を行う。

(1) 体制構築

首都圏等の大消費地における琉球料理店等を活用した泡盛の周知広報、需要拡大につながる取組、SNS等を活用した泡盛の周知広報等の取組が円滑に実施できる体制を構築する。

(2) 首都圏等の大消費地における琉球泡盛の周知広報等

琉球料理店等を足掛かりとして、

- ① ユネスコ登録された「伝統的酒造り」に泡盛も含まれていることなど、歴史や文化的な価値をお客さん等へ周知する。
- ② お客との重要な接点となる店舗スタッフに対して、泡盛についての知識や説明をお客に対して円滑に行えるようにするための研修会等を実施する。
- ③ 新規泡盛ファンを獲得するため、泡盛の飲み方や料理とのマッチングなどの周知広報を実施するとともに、泡盛の継続的な需要拡大につながる取組を実施する。
- ④ 年間累計で、400店舗以上※で取組を実施することを目標とする。

※ 1か月間のイベントを実施した店舗数×月で計算

(3) SNSによる泡盛の情報発信

- ① 新規ファンの獲得に向けた情報発信を行う。
- ② 動画等の表示回数 100万回以上を目標とする。

7 再委託の制限について

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ プロジェクトの根幹的な業務（大消費地における琉球泡盛の周知広報）

- ② 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

① その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

8 その他

- (1) 泡盛酒造所や関係団体との連携を図りながら、泡盛の周知広報や需要拡大に努めること。
- (2) 事業完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (3) 本事業の実績をまとめた報告書を成果品として 30 部及び電子ファイルを沖縄県に提出する。
- (4) この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。